

## 規制シート(様式)

190193300110001

平成28年12月9日

規制の名称	船舶安全法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	船舶安全法(昭和8年法律第11号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局安全政策課長 金子 栄喜 海事局検査測度課長 岩本 泉
規制目的	船舶の堪航性及び人命の安全性の保持に必要な施設をすることにより、人命の安全及び財産を保護すること		
規制内容の概要	船舶には堪航性及び人命の安全性を保持するための構造、設備等を施設することが必要。船舶所有者は構造、設備等が基準に適合することを確認するため検査等を受けることが必要。危険物等の運送及び貯蔵に関する船舶の航行上の危険防止に関する基準を遵守することが必要。	関連する予算	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要経費(平成28年度予算:227百万円)等
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	平成18年3月に政策レビュー「総合的な海上交通安全施策」を実施 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/000043190.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/000043190.pdf</a>
規制を維持、改革又は新設する理由	我が国周辺で毎年2,000隻以上発生している船舶事故を減少させ、船舶航行の安全確保を図るためには、船舶の構造、設備等に関する基準を定めるとともに、基準への適合を確認するための検査等の制度が必要である。加えて、国際条約に基づき、各国が船舶の構造、設備等に関する基準を定め、その適合を確認する制度を維持していることから、国際条約を担保するため、我が国としても制度の維持が必要である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		